

個人住民税における金融所得課税について

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の概要

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 （都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。）	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額（特定配当等）の支払を受ける者（都道府県内に住所を有する個人に限る。）	所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収選択口座）における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者（都道府県内に住所を有する個人に限る。）
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額（特定株式等譲渡所得金額）
④税率	５％（所得税15％）	５％（所得税15％）	５％（所得税15％）
⑤徴収方法等			
・ 特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・ 納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の１月１日時点の住所地の都道府県
・ 納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の１月10日までに納入
⑥所得割との調整	（申告不可のため所得割との調整はない）	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除（特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用）	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額（１％）を控除した後の金額の５分の３を市町村へ交付		
⑧税收	３２５億円（Ｒ２年度決算額）	１，５２２億円（Ｒ２年度決算額）	１，７６３億円（Ｒ２年度決算額）

- * 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。
- * 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。
- * 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

個人住民税における金融所得に対する課税について

【預貯金等】

【一般公社債等】

【特定公社債等】【上場株式等】

【非上場株式】

【先物取引】

利 子

利 子

譲渡損益

利 子

配 当

譲渡損益

譲渡損益

配 当

譲渡損益

譲渡損益

税率
・
課税
方式

利 子：5%分離※1
譲渡益：5%分離

5%分離※2

配 当：10%総合
譲渡益：5%分離

5%分離

課税地

利 子：利子支払等金融機関
所在都道府県課税
譲渡益：住所地課税

住所地課税
(源泉徴収は都道府県)

住所地課税

住所地課税

源泉
徴収
・
申告

利 子：源泉徴収あり(利子割)
申告不可
譲渡益：源泉徴収なし
申告義務あり

源泉徴収あり
(配 当：配当割
譲渡益：株式等譲渡所得割)
申告任意※3

源泉徴収なし
申告義務あり

源泉徴収なし
申告義務あり

※1 公社債等の償還差益は譲渡益とみなされる

※2 上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可

※3 上場株式等の譲渡損益に係る源泉徴収は源泉徴収選択口座内のみ。その他は申告義務あり

※4 その他の金融資産の収益・譲渡損益については、10%総合課税(源泉徴収なし・申告義務あり)

金融所得課税に係るこれまでの税制改正について

	S46	S63(利子割創設) H元(株式譲渡益に対する課税)	H15・H16(配当割・株譲割創設)	H21	H28
利子	・総合 ・源泉分離選択可 所:20%、住:非課税 (段階的に引き上げられ、 S53～:35%) ※定期預金等 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:非課税 (S53～:20%) ※要求払預金等	(S63) ・源泉分離 所:15%、住:5% ※S63:「少額貯蓄非課税制度」を「老人等少額貯蓄非課税制度」に改組 H14:「老人等少額貯蓄非課税制度」を「障害者等少額貯蓄非課税制度」に改組			※H28年より法人に係る利子割を廃止
配当	・総合 ・源泉分離選択可 (1銘柄年50万円未満等) 所:20% ※住は総合 (段階的に引き上げられ、 S53～:35%) ・申告不要(源泉徴収のみ) (1銘柄年5万円以下等) (S49:5万円→10万円) 所:15%、住:非課税 (S53～:20%)	(H15・H16) <上場(大口株主を除く)> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 <非上場> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) (少額配当のみ) 所:20% ※住は総合	<上場(大口株主を除く)> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 <非上場> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) (少額配当のみ) 所:20% ※住は総合	(H15・H16) <上場(大口株主を除く)> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 <非上場> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) (少額配当のみ) 所:20% ※住は総合	上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算 ・公社債等の課税方式の変更 ・特定公社債等の利子と譲渡損失の損益通算
株式譲渡益	原則非課税 ※ 有価証券取引税(国税) (S28～H11)	(H元) ・申告分離 所:20%、住:6% ・源泉分離選択可(上場) (みなし利益方式) ※譲渡代金×5%を所得とみなし、源泉徴収 所:20%、住:非課税 (H8:5%→5.25%)	(H15) ・申告分離 所:15%、住:5% ※ 上場はH25まで所7%、住3%に軽減 ※ 非上場はH15のみ所20%、住6% <源泉徴収選択口座> ・申告分離 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 ※ H15は所のみ7% 住は翌年度所得割で3%分離課税		※H26年:NISA創設 H28年:ジュニアNISA創設 H30年:積立NISA創設

人口一人当たりの税収額の指数（令和2年度決算額）

地方税計

個人住民税

地方法人二税

地方消費税(清算後)

固定資産税

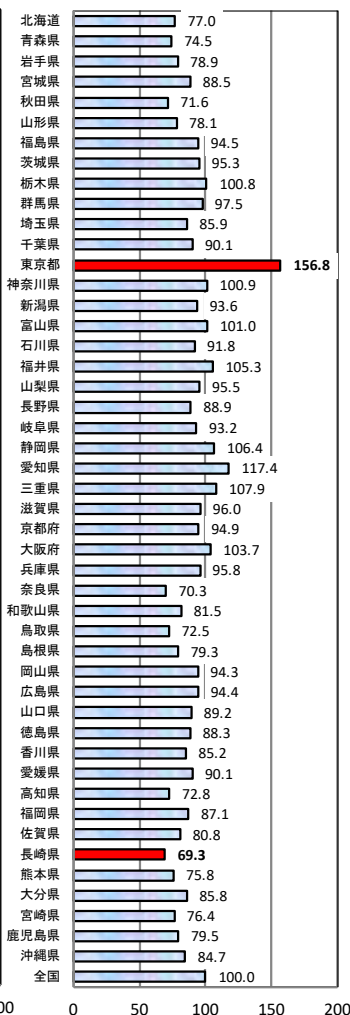
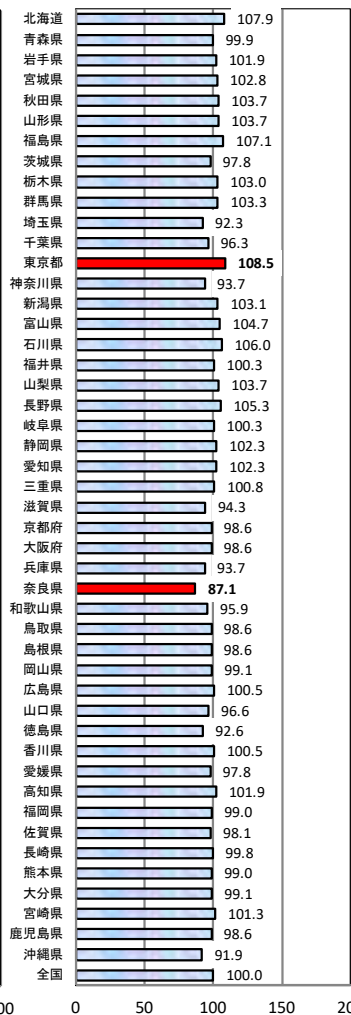
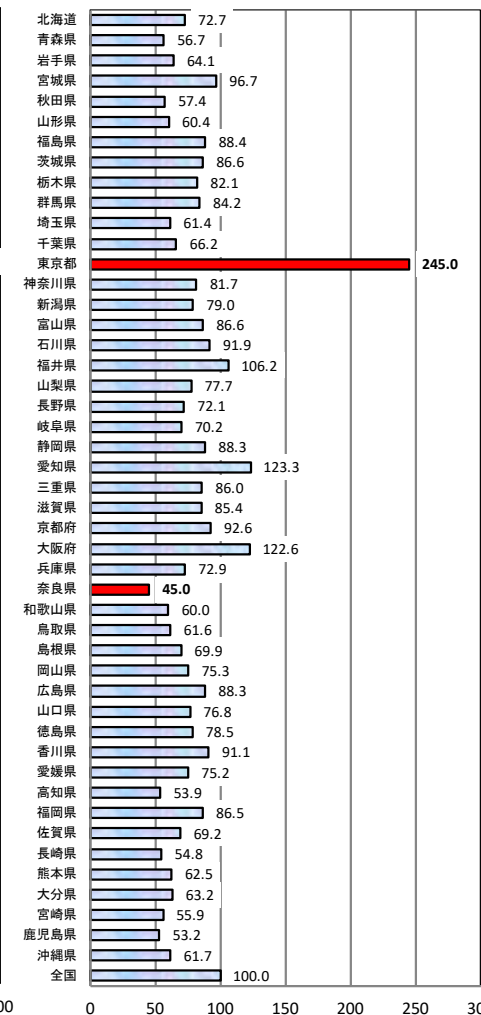
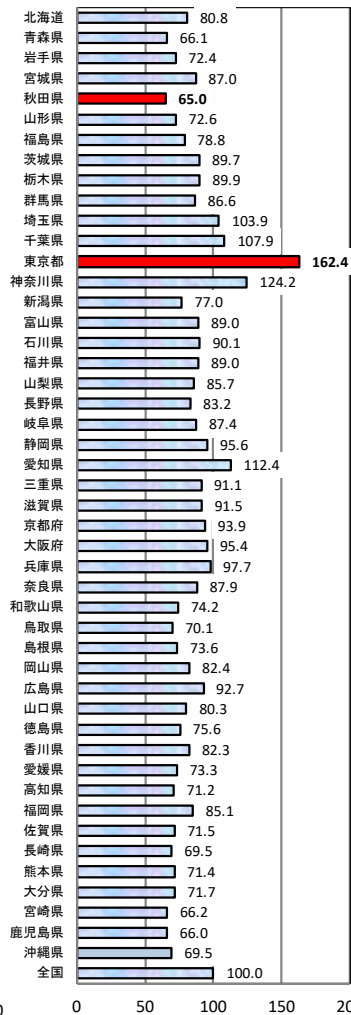
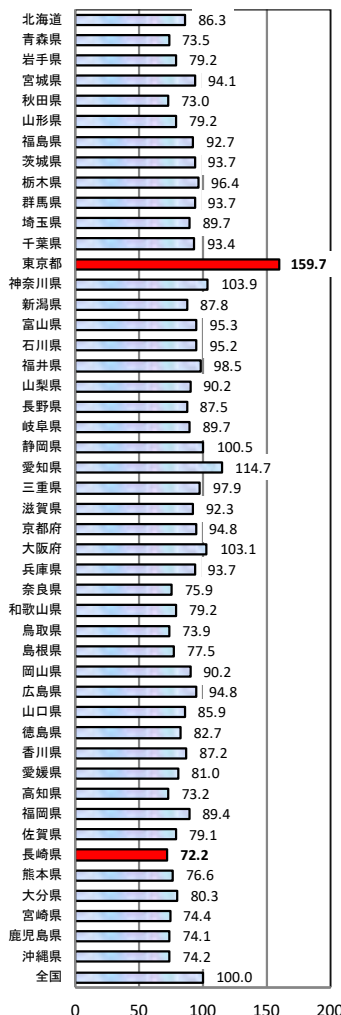
最大／最小:2.2倍

最大／最小:2.5倍

最大／最小:5.4倍

最大／最小:1.2倍

最大／最小:2.3倍



40.0兆円

13.0兆円

5.7兆円

5.4兆円

9.4兆円

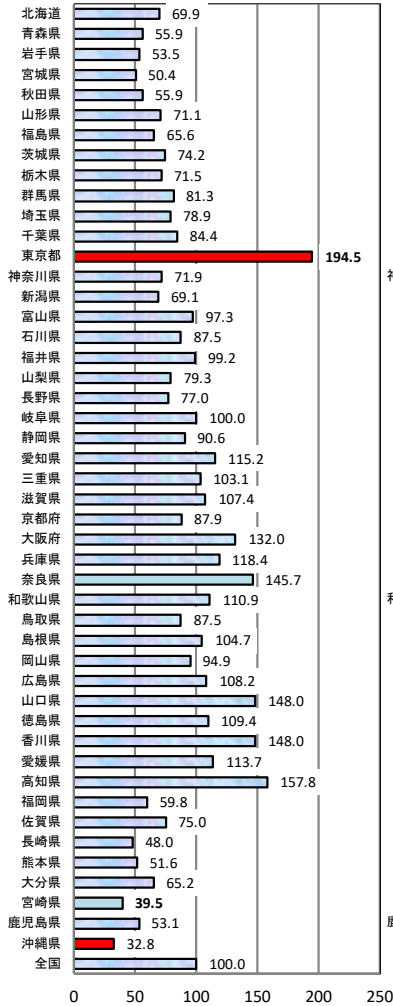
※1 上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※2 地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。

個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和2年度決算額)

利子割

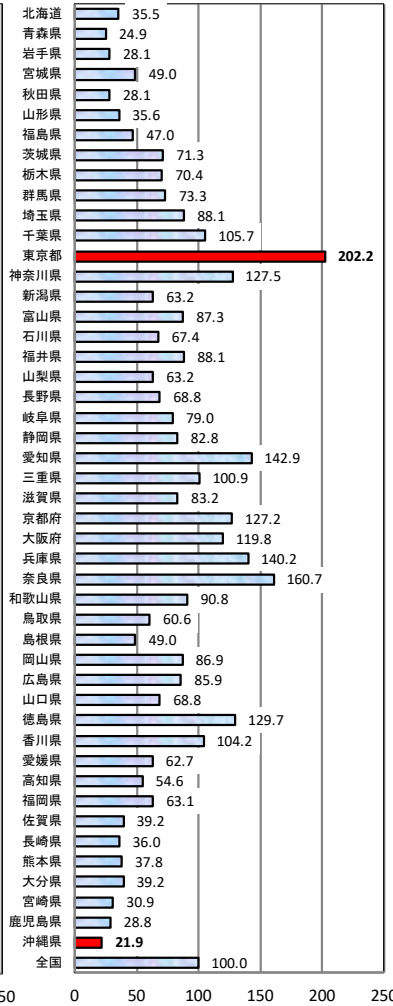
最大／最小: 5. 9倍



325億円

配当割

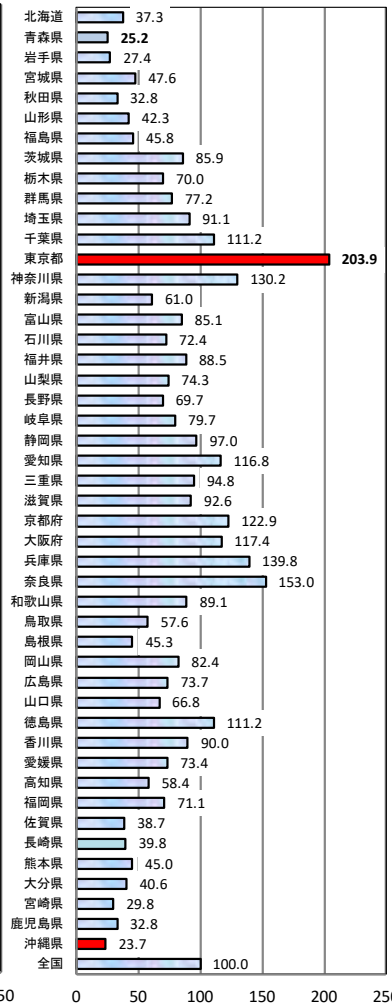
最大／最小: 9. 2倍



1, 522億円

株式等譲渡所得割

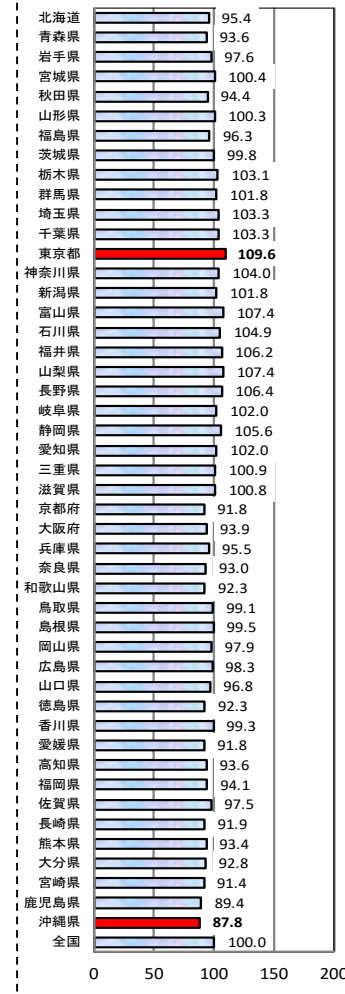
最大／最小: 8. 6倍



1, 763億円

均等割

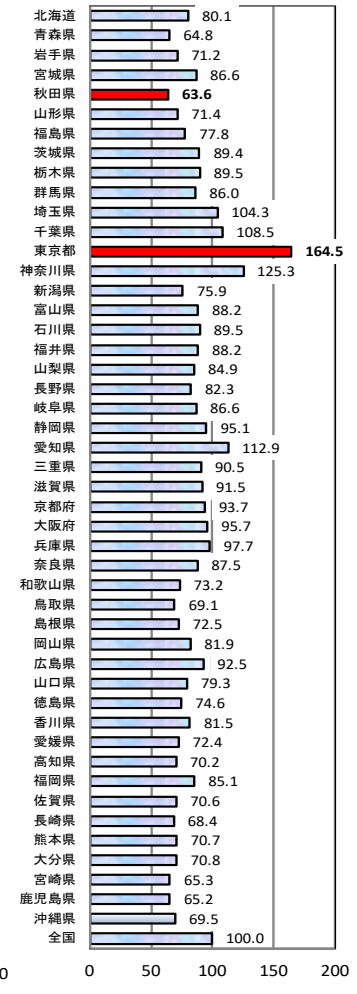
最大／最小: 1. 2倍



3, 228億円

所得割

最大／最小: 2. 6倍



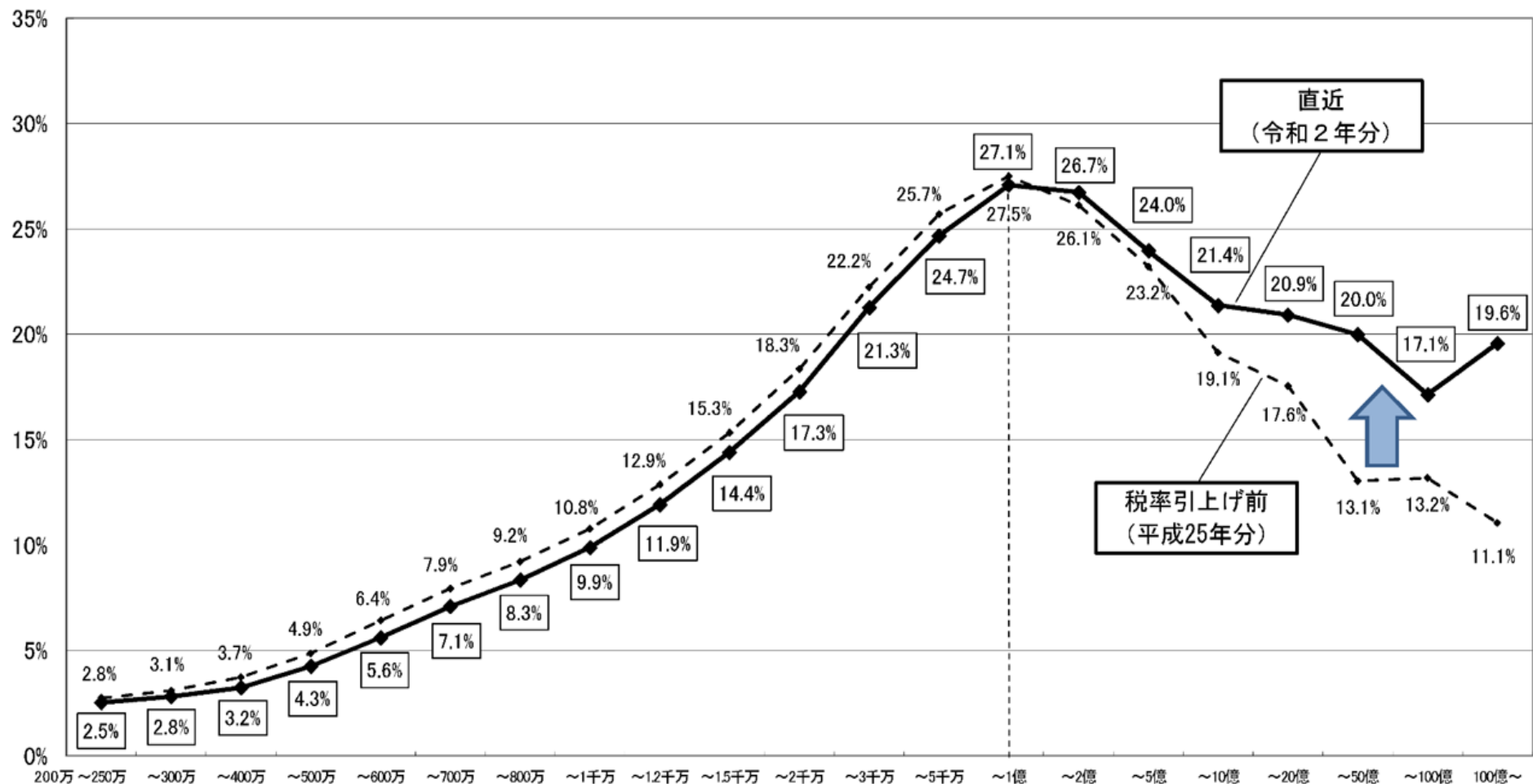
126,673億円

※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※ 令和2年度の決算額をもとに作成

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないように十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

令和 4 年 6 月 7 日
閣 議 決 定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

※ 金融所得課税の強化についての記載は見当たらない。

令和4年度税制改正

第2 上場株式の配当所得等への課税方式の選択

6 まとめ

上場株式の配当所得等に対して、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することにより、結果として、個人住民税だけでなく社会保険料等にも影響を及ぼしていることについては、公平性の観点から課題があると言える。

こうした公平性の課題は税制への不信感に繋がるだけでなく、少子高齢化が進展し、社会保障関係経費が増加していくなかで、社会保障制度の持続可能性にも影響を与える恐れがある。

これまでの配当所得等に対する課税に係る改正経緯を踏まえつつ、こうした状況に対応していくためには、改めて配当所得等への課税のあり方について検討を行った上で、包括的所得概念の考え方に立って、所得税と個人住民税とで所得を一致させる観点から、将来的には、課税方式を一致させる方向で見直しを行うことも考えられる。

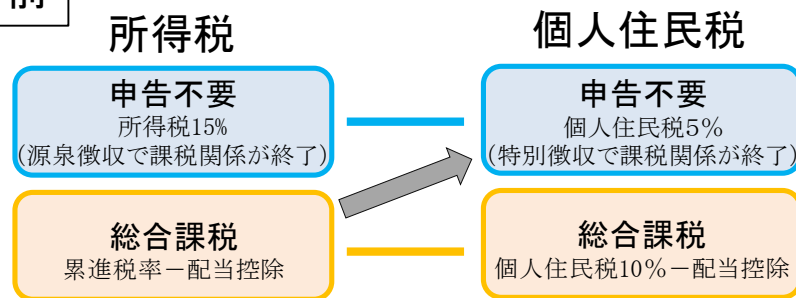
ただし、こうした見直しを進める場合には、現行制度上、課税方式を選択できることとなっている納税者の自由を制限することとなるため、そうした納税者の理解を得られるよう、慎重に検討していくことが必要である。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式(令和4年度改正)

- 改正前の制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。
- このため、国民健康保険等の他制度における影響を考慮して、所得税で総合課税、個人住民税で申告不要を選択するケースがある。
- 金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする。

※ 令和6年1月1日施行。

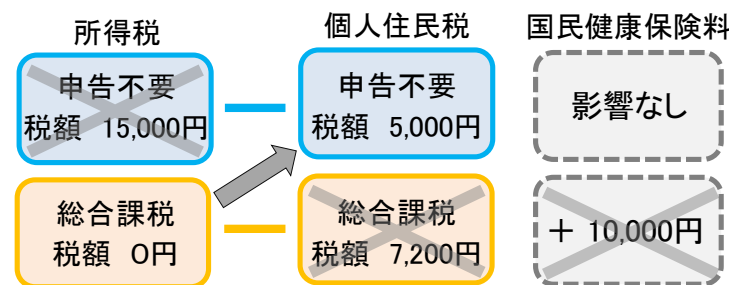
改正前



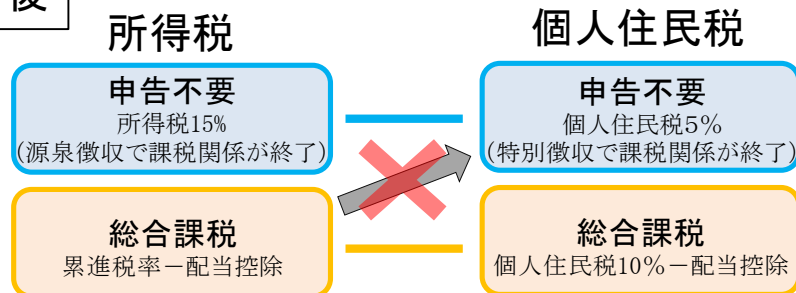
- ※ 上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。
- ※ 上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

【具体例(改正前)】 10万円の配当所得がある国民健康保険加入者の事例

※課税総所得金額195万円超330万円以下の場合



改正後



- ※ 国民健康保険料等の負担額は個人住民税における総所得金額をもとに計算される。国民健康保険料率は10%と仮定。
- ※ 課税総所得金額195万円超330万円以下の場合の所得税の税率は10%(復興特別所得税は勘案していない。)
- ※ 配当控除は、所得税においては10%、個人住民税においては2.8%(課税総所得金額1,000万円以下の場合)。

(金融所得課税の一元化)

- ・ 経済界としても一元化の促進は要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一元化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- ・ 複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

(金融所得課税の税負担の公平性)

- ・ 金融所得の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。
- ・ 一般的には高所得者に課税するべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかという議論がある。また、コロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかという懸念もある。
- ・ 経済界においては、税率を上げることで金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないか。

(金融所得課税の税率)

- ・ 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- ・ 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- ・ 金融所得に応じて累進税率化をする場合、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるのか。

(国と地方の税収配分)

- ・ 所得税と個人住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないかと。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や保有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないかと。
- ・ 国と地方の税率については、現在は15対5とされているところではあるが、地方分権推進の観点から、12対8ということでも良いのではないかと。

(課税方法、納税地)

- ・ 金融所得課税は、地方税としても位置づけられているので、国からの譲与税とすることに葛藤はある。譲与税とする場合においては、人口割とするのか、財政需要面を基礎とするのかという議論が生じるのではないかと。マイナンバーカードの取得も広がっており、住所地課税もできるのではないかと。
- ・ 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないかと。ただし、東京に集中することとなるため、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。